

○津山圏域資源循環施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成 21 年 4 月 1 日  
津山圏域資源循環施設組合条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合職員の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ管理者、又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除される。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、管理者が特に認めた場合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。